

**「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務による
積荷目録事前報告（ハウス）の可能化**

2020年6月

輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社

目次

1. 機能概要
2. 基本業務フロー
3. 調査票の提出イメージ
4. 調査票の登録内容例
5. Q&A
6. お問い合わせ先

【機能概要】

2020年6月21日実施のプログラム変更により、混載業の方が予めNACCSセンターに所定の調査票を提出することで、HCH01（HAWB情報登録（輸入））業務を行った場合に、HDM01（積荷目録事前報告（ハウス））業務と同等の処理（以下、積荷目録事前報告処理（ハウス））を併せて行うことが可能となります。

HCH01業務と併せて積荷目録事前報告（ハウス）を行った場合は、当該HAWB番号に対するHDM01業務の実施は不要となります。

ただし、当該機能を利用する場合は、事前に各航空会社様との間で、ハウス情報の報告方法に関して、調整を行っていただく必要がありますことをご留意ください。

【当該機能を利用するための申し込み】

当該機能の利用を希望する混載業者様は、予めNACCSセンターに対して所定の調査票を提出する必要があります。

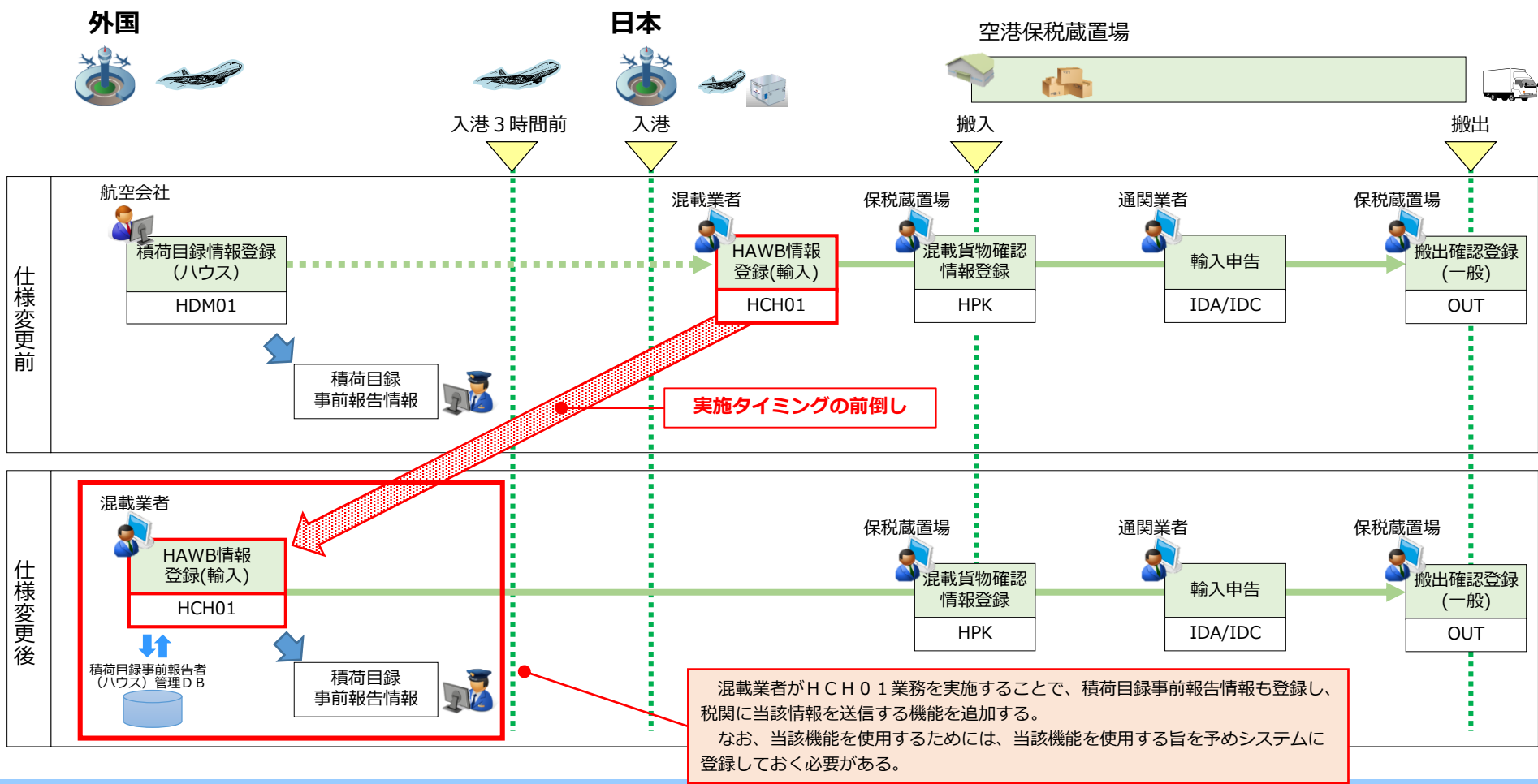
2. 基本業務フロー

現行仕様について

積荷目録事前報告情報と輸入貨物情報の登録は、それぞれの情報を「積荷目録事前報告（ハウス）（HDM01）」業務または「HAWB情報登録（輸入）（HCH01）」業務で行う必要があります。

変更仕様（案）について

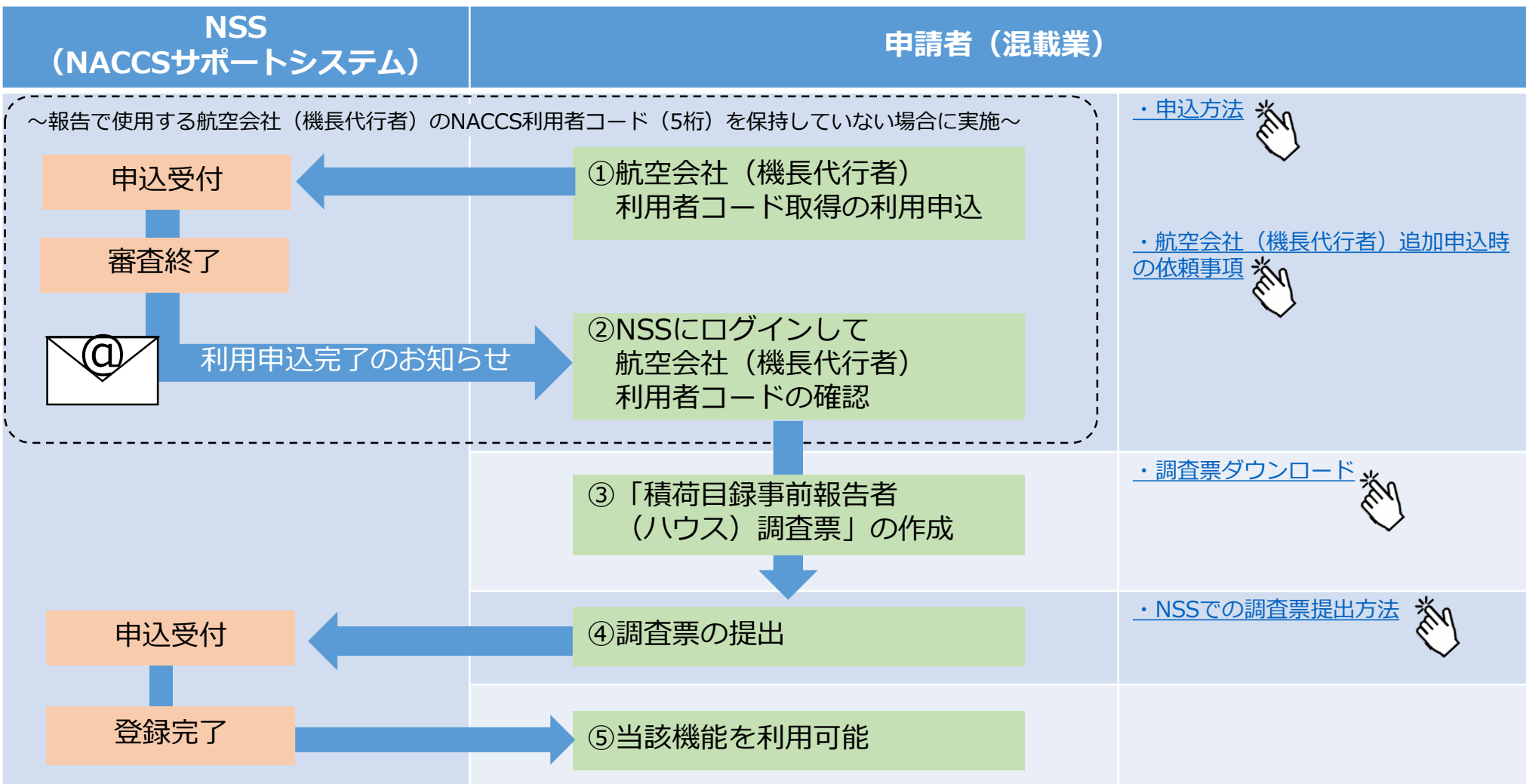
HCH01業務に積荷目録事前報告情報の登録機能を追加し、予め当該機能を利用する旨がシステムに登録されている利用者がHCH01業務を行った場合には、HDM01業務を行うことなく積荷目録事前報告を併せて実施できるようにします。



3. 調査票の提出イメージ

混載業の方がHCH01業務を利用して積荷目録情報（ハウス）を税関に報告する場合は、以下フローのとおり、予め調査票をNACCSセンターに提出する必要があります。

なお、申込から利用開始まで必要な営業日数は、下記①～⑤では約7営業日、④～⑤では約5営業日となります。



4. 調査票の登録内容例

・ 調査票の登録項目説明

項目名	備考
HCH01業務実施者	HCH01業務を利用して報告を行う混載業のNACCS利用者コード（5桁）を入力する
積荷目録 事前報告者（ハウス）	報告義務者となる航空会社（機長代行者）のNACCS利用者コード（5桁）の 上2桁 を入力する ※航空会社（機長代行者）のNACCS利用者コード（5桁）を保持していない場合は、利用者コード取得の利用申込を調査票提出前に行ってください。

実線：入力箇所

HCH01業務実施者				
1	A	N	A	C
※利用者コード（混載業）を必須入力				
積荷目録事前報告者（ハウス）				
2	B	N	A	C
※利用者コード（航空会社（機長代行者））を必須入力 ※当該項目の下3桁は、「HCH01業務実施者」に入力された下3桁が自動入力されます				

破線：自動反映

※航空会社（機長代行者）と混載業は同一企業である必要があるため「積荷目録事前報告者（ハウス）」の下3桁（企業略称）は「HCH01業務実施者」の入力内容を元に自動入力されます

調査票の登録内容例（一部抜粋）

※調査票ダウンロード：<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00139038/hch01-tyousahyo.xlsx>

1. 利用申し込み関係

No.	質問	回答
1	<p>混載業の利用者コードは既に保持しています。netNACCSで使用する航空会社(機長代行)の利用者コードを取得したいと考えていますが、手続きの方法を教えてください。</p>	<p>netNACCSを利用する場合の標準的な手続きは以下のとおりとなります。NSS(NACCSサポートシステム)の変更申込ページよりお申込みください。 https://nss.nac6.naccs.jp/dfw/login/nsscoapp/MB3004/EntryB3004W01R0001.do</p> <p>【入力方法のご案内】 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/data/tetsuduki/nss/henko/07_cod_etsuika.pdf</p> <p>→上記資料に従ってお申込みください。入力時の留意点は以下のとおりです。 P.5 「変更する理由」欄に「航空事前」と入力してください。 P.7 「新規に利用者コードを追加する」をクリック頂き システム区分：航空 シングルサインオン要否：否 業種：機長代行 処理方式：netNACCS 識別番号数：1 を入力し、「設定するボタン」をクリック ※管理統計資料に関する項目はすべて「否」となります。</p> <p>なお、HCH01業務による積荷目録事前報告（ハウス）を利用するための申込は、積荷目録事前報告者（ハウス）調査票の提出までを行うことで完了となります。</p>

1. 利用申し込み関係

No.	質問	回答
2	積荷目録事前報告者（ハウス）調査票をNSSで提出する方法を教えてください。	NSSでの調査票提出方法は以下のとおりです。 https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00128681/4-1-1-002.pdf （調査票掲載URL） https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00139038/hch01-tyousahyo.xlsx
3	別企業の航空会社（機長代行者）の利用者コードを用いて当該機能を利用することは可能でしょうか。	別企業の場合は利用できません。
4	複数の混載業利用者コードに、一つの航空会社（機長代行者）利用者コードを紐づけることで、1か所の事務所で積荷目録情報（ハウス）に関する処理結果の受信、訂正、追加等を管理することは可能でしょうか。	可能です。 その場合は、それぞれの混載業利用者コードに対する調査票において、同一の航空会社（機長代行）の利用者コードを記載することとなります。

2. 業務関係

No.	質問	回答
1	孫混載のHAWB情報も当該機能を利用して報告できるのでしょうか。	<p>HCH01業務にて「MAWB番号」欄に入力する親HAWB番号の入力桁数によって以下の通りとなります。</p> <p>(1) 「MAWB番号」欄への入力が11桁以下の場合 当該HAWBに係る登録内容が積荷目録事前報告として登録されます。 しかしながら、積荷目録事前報告にて報告すべき「MAWB番号」は航空会社が払い出したMAWB番号であり、HCH01業務で入力された親HAWB番号ではございませんので、CAH01（積荷目録事前報告訂正（ハウス））業務にてMAWB番号を訂正する必要があります。</p> <p>(2) 「MAWB番号」欄への入力が12桁以上の場合 当該HAWBに係る登録内容は積荷目録事前報告処理の結果エラーとなり、積荷目録事前報告として登録されません。 したがって、積荷目録の提出はHDM01（積荷目録事前報告（ハウス））業務により実施する必要があります。</p>
2	スプリット貨物の2便目以降の報告はどのように行うのでしょうか。	スプリット貨物の2便目以降についてはHCH01業務による入力できないことから、積荷目録の提出はHDM01（積荷目録事前報告（ハウス））業務により実施する必要があります。

2. 業務関係

No.	質問	回答						
3	<p>HCH01で送信するHAWB番号の積荷目録情報（ハウス）について、一部が航空会社にて報告される場合や、航空通信回線経由で報告される場合があります。</p> <p>混載業者にて、未報告の積荷目録情報（ハウス）のみをHCH01の機能を利用して報告できますでしょうか。</p>	<p>HCH01で入力された全てのHAWB番号が報告対象となりますので、当該プロ変の機能を利用して、一部のハウスのみ報告することは基本的にはできません。</p> <p>ただし、便宜的に、下記例のように複数の混載業利用者コード（1ANAC、2BNAC）を使い分けることで、一部ハウスのみ報告することは可能です。</p> <p>【例】 混載業利用者コード</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1ANAC ・2BNAC（弊社に調査票を提出して当該機能を使用できる利用者コード） <table border="1" data-bbox="797 778 1346 1078"> <thead> <tr> <th>MAWB番号</th> <th>HAWB番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">MMM-1234</td> <td>HHH-11111</td> </tr> <tr> <td>HHH-22222</td> </tr> <tr> <td>HHH-33333</td> </tr> </tbody> </table> <p>ハウス報告済みHAWB番号： 1ANACを使用してHCH01を行い、HAWB情報登録のみを行う</p> <p>混載業でハウス報告するHAWB番号： 2BNACを使用してHCH01を行い、HAWB情報登録と併せてハウス報告を行う。</p>	MAWB番号	HAWB番号	MMM-1234	HHH-11111	HHH-22222	HHH-33333
MAWB番号	HAWB番号							
MMM-1234	HHH-11111							
	HHH-22222							
	HHH-33333							

2. 業務関係

No.	質問	回答
4	<p>航空会社が、航空通信回線利用と国内受託者利用を併用した場合、同一の貨物に対して、航空通信回線経由と受託者の双方から、HAWB番号に対する積荷目録事前報告がなされるケースが想定されます。</p> <p>この場合は、正常処理となるのは先にNACCSに到達したHAWB情報であり、その後送信されたHAWB情報は受信されないのでしょうか。</p>	<p>同一ハウスについて航空通信回線と国内NACCS利用者双方から、HAWB番号に対する積荷目録事前報告が実施された場合は、先にNACCSで受信/正常終了したハウス情報のみが登録されます。</p> <p>後に報告したハウス情報はエラーとなるため、混載業者様が登録を行う場合は、事前に各航空会社様との間で、ハウス情報の報告方法に関して、調整を行っていただきますようお願いいたします。</p>
5	<p>HDM01業務（積荷目録事前報告処理（ハウス）含む）を送信し、入力項目の一部に誤りがあった場合、NACCS-EDI電文では業務自体(全件)がエラーになるかと思いますが、航空通信回線経由の送信されるEDIFACT電文の場合はどうなりますでしょうか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・NACCS-EDI電文の場合 ご認識のとおり、業務(最大20HAWBまで)単位でエラーとなります。 ・航空通信回線経由のEDIFACT電文の場合 エラーについては、HAWB単位に処理されますので、エラーとなったHAWB以外は正常に登録されます。なお、エラーとなった場合は、HAWB単位に事前申出書に代表利用者として登録された国内のNACCS利用者コードに対し「積荷目録事前報告未登録情報(ハウス)」が送信されます。
6	<p>混載業が機長代行者となって報告を行う場合、1便に10MAWBがあるようなケースで、航空会社が9MAWBを登録し、残りの1MAWBを混載業が登録することは可能でしょうか。</p>	<p>同一便名に対して複数の利用者によるMAWBの報告(ADM01)は不可となっています。</p> <p>なお、ハウスマニフェストの報告(HDM01（積荷目録事前報告処理（ハウス）含む）)については、同一便に対して複数の利用者が登録することは可能です。</p>

3. 参考（「航空貨物に関わる事前報告制度の拡充」に関わる業界説明会等において出された質問及び回答から一部抜粋※）

No.	質 問	関税局からの回答
1	郵便も今回の制度の対象となるのでしょうか。	国際郵便物については、物流形態が一般の航空貨物と異なるといった特殊性から、本制度の下では対象としていないところです。
2	SP(スモールパッケージ)貨物は対象となるのでしょうか。	SP貨物についても、事前報告の対象となります。
3	仮陸揚げ貨物は対象となるのでしょうか。	仮陸揚げ貨物は事前報告の対象となりますが、機移し貨物は、今回の事前報告の対象外となります。
4	機移し貨物は対象となるのでしょうか。	なお、最初に仮陸揚げを行う空港(ご質問であれば関西空港)において事前報告が行われている場合であって、同空港から保税運送によって次空港に国内転送される貨物に関しては、次空港において報告義務はありません(仮陸揚げ後、外国貿易機で次空港に運送される場合は、報告が必要となります。)
5	関空で仮陸揚げし国内転送する場合、いずれの空港でも対象となるのでしょうか。	
6	弊社は混載業として、いわゆるSP貨物ではなく、一般混載貨物を取り扱っていますが、HDM01を行う必要はあるのでしょうか。	貴社は混載業ということですが、機長代行としてハウス情報を登録(HDM01)することは可能です。なお、この場合、NACCSの利用可能業種として【航空会社(機長代行)】を追加する変更契約をNACCSとの間で行っていただく必要があります。ただし、貴社が登録を行う場合は、事前に各航空会社様との間で、ハウス情報の報告方法に関して、調整を行っていただく必要があろうかと思えます。
7	報告対象となる貨物の搭載が無い場合、「NIL」としての報告を行う必要はありますか。	報告対象となる貨物が無い場合、税関への報告は不要です。
8	新たに積荷目録事前報告用として汎用申請業務が追加されているが、どのような時に利用するのでしょうか。	新たに汎用申請業務として、以下の手続種別コードを追加致します。 K61：積荷目録事前報告（ドキュメント貨物） →ドキュメント貨物について報告件数が大量となり個別業務での送信が困難な場合 K62：積荷目録事前報告（利用者システム障害時等用） →自社システム障害時又は航空通信回線事業者の回線障害等の場合を想定していますが、あくまでも緊急避難的に利用頂く業務であり、利用に当たっては、事前に税関にご相談ください。

※抜粋元資料： <https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00131414/aci-201811-02-2.pdf>

3. 参考（「航空貨物に関わる事前報告制度の拡充」に関わる業界説明会等において出された質問及び回答から一部抜粋※）

No.	質 問	関税局からの回答
9	ドキュメント(書類)については、事前報告の対象となるのでしょうか。	ドキュメント貨物についても事前報告制度の対象となります。 事前報告は積荷目録事前報告業務による報告を原則といたしますが、ドキュメント貨物に係る報告に限り、別途入港の3時間前等の報告期限までにNACCSの汎用申請業務(HYS業務)により、来年3月17日の施行後の関税法施行令第13条第3項第1号に規定された項目を充たす形での報告をいただくことも可能としています。

※抜粋元資料：<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/files/00131414/aci-201811-02-2.pdf>

本資料に係るご質問等は、お手数ですが以下の宛先までお問い合わせください。



輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社（NACCSセンター）
ヘルプデスク
TEL:0120-794550

「航空貨物に係る事前報告制度の拡充」の制度等に関するお問い合わせにつきましては、以下へご連絡下さい。



財務省関税局監視課
電話:03-3581-0039